電気需給約款[高圧・特別高圧]

2026 年 10 月 1 日実施

サミットエナジー株式会社
Summit energy

目　次

I.　総則 1
1.　適用 1
2.　需給約款の変更 1
3.　定義 2
4.　単位および端数処理 5
5.　実施細目 6
II.　契約の締結 6
6.　需給契約の申込み 6
7.　需給契約の成立および契約期間 7
8.　需要場所 7
9.　需給契約の単位 7
10.　供給の開始 7
11.　供給の単位 8
III.　契約種別および料金 8
12.　契約種別 8
13.　常時供給電力 8
14.　自家発補給電力 11
15.　予備電力 13
IV.　料金の算定および支払い 15
16.　料金の適用開始の時期 15
17.　検針日 15
18.　料金の算定期間 15
19.　使用電力量等の算定 15
20.　料金の算定 16
21.　日割計算 16
22.　料金の支払義務および支払期日 16
23.　料金その他の支払方法 17
24.　延滞利息 17
25.　保証金 18
V.　使用および供給 18
26.　適正契約の保持 18
27.　契約超過金 18
28.　力率の保持 19
29.　需要場所への立入りによる業務の実施 19

30. 電気の使用にともなうお客さまの協力 19
31. 施設場所の提供 20
32. 調査および調査に対するお客さまの協力等 20
33. 保安に対するお客さまの協力 20
34. 供給の停止 21
35. 供給停止の解除 21
36. 違約金 21
37. 損害賠償および債務の履行の免責 22
38. 設備の賠償 22
39. 需給計画に係るお客さまの協力 22
VI. 契約の変更および終了 22
40. 需給契約の変更 22
41. 料金単価の変更 23
42. 需給契約の廃止 23
43. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 23
44. 期限の利益喪失 24
45. 需給契約の解除等 24
46. 需給契約消滅後の債権債務関係 25
VII. 供給方法、工事および工事費の負担 25
47. 供給方法および工事 25
48. 工事費負担金等相当額の申受け等 25
VIII. その他 26
49. 反社会的勢力の排除 26
50. 不可抗力 26
51. 管轄裁判所 26
52. お客さまに係る情報の取り扱い 27
別　表 28
1. 休日等 28
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 28
3. 燃料費調整 29
4. 離島ユニバーサルサービス調整 31
5. 日割計算の基本算式 33

I. 総則

1. 適用

(1) この電気需給約款[高圧・特別高圧]（以下「この需給約款」といいます。）は、当社が一般送配電事業者または配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結したお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。なお、当社との間で締結する電気需給契約書または当社が需給契約成立の意思表示としてお客さまに通知する電気需給契約通知書（以下「需給契約書等」といいます。）がこの需給約款に定めている内容によりがたい場合は、お客さまと当社との協議のうえ定めるものといたします。

(2) お客さまは、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要家にかかる事項を遵守するものといたします。

(3) この需給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
沖縄電力株式会社および電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定められている離島を除く一般送配電事業者の各供給区域

(4) 当社は需給契約の締結、必要手続きなどを行うにあたり、当社が指定する連携事業者に一部の業務を委託する場合があります。

2. 需給約款の変更

(1) 当社は、民法 548 条の 4 の規定にもとづき、当社が必要と判断した場合には、この需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の電気需給約款[高圧・特別高圧]の実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款[高圧・特別高圧]によります。

(2) お客さまの需要場所を供給区域とする当該一般送配電事業者等の定める託送約款等が改定された場合、または法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令・条例・規則等をふまえ、民法 548 条の 4 の規定にもとづき、この需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の電気需給約款[高圧・特別高圧]の実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款[高圧・特別高圧]によります。

(3) 当社は、この需給約款を変更する際には、あらかじめ変更後の電気需給約款[高圧・特別高圧]の内容およびその効力発生時期を当社ホームページに掲載する方法、メールによる通知その他の当社が適当と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により事前にお知らせし、効力発生時期が到来したときに、この需給約款が変更されるものといたします。

(4) 電気事業法施行規則第 3 条の 12 第 1 項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

(5) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に関わる消費税等相当額を支払うものといたします。

(6) この需給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

② 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

③ ①および②にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給約款の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社が適切と判断した方法により、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(7) お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、この需給約款等を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

次の言葉は、この需給約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 一般送配電事業者

経済産業大臣の認可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、その供給区域において託送供給を行う事業者をいいます。

(2) 小売電気事業者

経済産業大臣の登録を受け、電力の小売供給を行う事業者をいいます。お客さまへ提供する電力の調達および電力の販売を行います。

(3) 接続供給

小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者等が維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、お客さまの需給地点まで送電することをいいます。

(4) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と一般送配電事業者等との接続供給に係る契約をいいます。

(5) 託送供給等約款

接続供給契約等の内容を規定する一般送配電事業者等の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項にもとづき経済産業大臣の認可を受けたものをいいます。

(6) 需給地点

当社が、お客さまに電気の供給をするために一般送配電事業者等が行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(7) 需要場所

お客さまが電気を使用される場所をいい、原則として、以下のように取り扱います。

① 1構内または1建物を1需要場所といたします。なお、構内とは柵（植木を含む。）、堀、溝、その他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、建物とは、他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる1建物をいいます。

② 上記①にかかわらず、隣接する複数の構内の場合において一般送配電事業者等が1需要場所と認めるときは、1需要場所といたします。

(8) 供給地点特定番号

需要場所において付与される番号であって、対象となる需要場所を特定するための識別番号をいいます。

(9) 連携事業者

お客さまと当社との需給契約または変更等について、媒介または代理を業として行う者をいいます。

(10) 電気工作物

電気を供給するための設備・受電設備・屋内配線・電気使用設備等の総称をいいます。

(11) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(12) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上をいいます。

(13) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(14) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(15) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(16) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

① 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

② 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

③ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

④　当該作業場の案内のために使用する電灯

(17) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(18) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。

(19) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(20) 最大需要電力

託送約款等に定める、30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(21) 夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、昼間時間、夜間時間

次の表に定める期間および時間をいいます。

項目		対象日時
夏季 /その他季	夏季	7 月 1 日～9 月 30 日
	その他季	夏季以外
休日 /平日	休日	土曜日、別表 1（休日等）に定める日
	平日	休日以外
ピーク時間 /昼間時間 /夜間時間	ピーク時間	別表 1（休日等）に定める日を除いた夏季の 13 時～16 時 ただし、中部電力パワーグリッド株式会社管内および関西電力送配電株式会社管内は別表 1（休日等）に定める日を除いた夏季の 10 時～17 時
	昼間時間	別表 1（休日等）に定める日およびピーク時間を除いた 8 時～22 時
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外

(22) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(23) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(24) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(25) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日

までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(26) 卸市場単価

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場において公表された、当該一般送配電事業者等の供給区域のエリアプライスをいいます。

(27) 30 分コマ

毎正時または毎 30 分を起点とし、1 日を 48 に等分割した時間帯（30 分間）単位をいいます。

(28) 損失率

供給電圧に応じ、当該一般送配電事業者等が託送供給等約款にて定める損失率をいいます。

(29) 託送基本料金単価

供給電圧に応じ、当該一般送配電事業者等が託送供給等約款にて定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスの基本料金の単価をいいます。

(30) 託送電力量料金単価

供給電圧に応じ、当該一般送配電事業者等が託送供給等約款にて定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金の単価をいいます。

(31) 託送予備電力料金単価

供給電圧に応じ、当該一般送配電事業者等が託送供給等約款にて定める予備送電サービス A 料金の単価（15（予備電力）(1)①の場合）または予備送電サービス B 料金の単価（15（予備電力）(1)②の場合）といたします。

(32) 使用電力量（損失率考慮後）

使用電力量（損失率考慮後）は、30 分コマ毎に次の算式によって算定された値といたします。

30 分コマ毎の使用電力量 ÷（1－損失率）

4. 単位および端数処理

この需給約款において、料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、13（常時供給電力）(4)②を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を 1 キロワットといたします。

(3) 使用電力量および使用電力量（損失率考慮後）の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、燃料費調整額、契約料金、託送料金相当

額、容量拠出金相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

5. 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該一般送配電事業者等が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当社は当該一般送配電事業者等との間で協議を行うものといたします。

II. 契約の締結

6. 需給契約の申込み

(1) お客さまが、当社との間で新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式に従って申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、連絡体制、電気料金単価および料金の支払方法

(2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画（必要に応じて直近 1 年の電力実績を含む場合もあります。）を申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、当社に申込みをしていただきます。なお、当該一般送配電事業者等との協議の推移および結果によっては、当社からの電力供給が使用開始希望日から遅れる場合があり、それに付随する損害については、その直接、間接を問わず当社はその責任の一切を負わないものといたします。

(4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送約款等に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(5) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じ

ないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。

(6) お客さまおよび当社は、需給契約の内容および需給契約にもとづく取引に関する情報を、需給契約を履行する以外の目的で、第三者に開示してはならないものといたします。

7. 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みに対して当社が需給契約書等により承諾の意思表示をしたときに成立するものといたします。また、電子メールやインターネット等の電磁的方法により、当社所定の様式にしたがって申込をしていただいた場合も、同様に当社が需給契約書等により承諾の意思表示をしたときに成立するものといたします。

(2) 契約期間は、次によります。

① お客さまとの需給契約が成立した日から、需給開始日以降 1 年間といたします。なお、需給開始日（新たな料金単価を適用した日を含みます。）または契約電力増加の日以降 1 年未満の期間内には原則として解約できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。

② 需給契約が更新（電気料金その他の供給条件を一切変更せずに需給契約の契約期間を延長することをいい、以下「自動更新」といいます。）される場合において、電気事業法にもとづく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法にもとづく書面の交付については、原則として、当社が適切と判断した方法にて行うものとし、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間および供給地点特定番号を記載すれば足りるものとします。なお、契約期間は自動更新した日から 1 年間といたします。

8. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

9. 需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して 1 需給契約を結びます。

10. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込を承諾したときには、当該一般送配電事業者等と調整のうえ需給契約書等に需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気の供給を開始いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

(3) 当該一般送配電事業者等との間で接続供給契約の締結その他の電気の供給に必要な手続きが完了しない場合には、電気の供給が開始されないことにつき、お客さまは、あらかじめ承諾していただきます。なお、電気の供給が開始されないことに付随する損害については、当社

に故意または過失がある場合を除き、その直接、間接を問わず当社はその責任の一切を負わないものといたします。

11. 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

III. 契約種別および料金

12. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

常時供給電力、自家発補給電力、予備電力

13. 常時供給電力

(1) 対象となるお客さま

対象となるお客さまは以下のとおりといたします。

① 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で契約電力が 50 キロワット以上であるもの

② 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で契約電力が 50 キロワット以上であるもの

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

① 高圧で受電し、契約電力が 500 キロワット以上、または特別高圧で受電する場合

a 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます（以下「協議制」といいます）。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

b 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ご

との需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

② 高圧で受電し、契約電力が 500 キロワット未満の場合

a 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款により受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

(b) お客さまの需要場所における契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(c) お客さまの需要場所における契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

b 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電

力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

③ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を①によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、②によって定めます。

(5) 料金

① 標準メニュー

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、c によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金（燃料費調整額の算定に別表 3（燃料費調整）の付表 1-B が適用される場合に限る。）は、燃料費調整額のほか、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1 月につき、需給契約書等に定める料金単価とその 1 月の契約電力により算定されるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、需給契約書等に定める料金単価とその 1 月の使用電力量により算定されるものといたします。

c 力率割引および割増し

(a) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(b) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

② 市場連動型メニュー

料金は、電力量料金、契約料金、託送料金相当額、容量拠出金相当額および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、c 託送料金相当額の(a)は、e によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

a 電力量料金

電力量料金は、その 1 月において 30 分コマ毎の卸市場単価と 30 分コマ毎の使用電力量（損失率考慮後）により算定されたものを合計したものといたします。

b 契約料金

契約料金は、1 月につき、需給契約書等に定める契約料金単価とその 1 月の使用電力量により算定されるものといたします。

c 託送料金相当額

託送料金相当額は、(a)託送基本料金単価とその 1 月の契約電力により算定されるもの、および(b)託送電力量料金単価とその 1 月の使用電力量により算定されるものを合計したものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の(a)の料金は、半額といたします。

d 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、需給契約書等に定める容量拠出金相当額単価と契約電力により算定されるものといたします。

e 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、①c に準じて適用いたします。

14. 自家発補給電力

(1) 対象となるお客さま

13(常時供給電力)(5)①の標準メニューを適用したお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、対象といたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）または負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、③によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価

格が別表 3（燃料費調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金（燃料費調整額の算定に別表 3（燃料費調整）の付表 1-B が適用される場合に限る。）は、燃料費調整額のほか、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が別表 4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1 月につき、需給契約書等に定める料金単価とその 1 月の契約電力により算定されるものといたします。（まったく電気の供給を受けない場合も同様といたします。）また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

② 電力量料金

電力量料金は、需給契約書等に定める料金単価とその 1 月の使用電力量により算定されるものといたします。

③ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、常時供給電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力の使用

① お客さまが自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

② 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、お客さまのその 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時供給電力の契約電力をこえないときは、①にかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

(5) 常時供給電力と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、その 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時供給電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

① 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

② 超過の原因が明らかでないときは、常時供給電力と自家発補給電力との契約電力の比で

あん分してえた値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(6) 常時供給電力と同一計量される場合の使用電力量

① 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの使用電力量から、自家発補給電力の使用月の常時供給電力分の契約電力を 2 で除してえた値（単位は、キロワット時とし、端数は、小数点以下第 1 位で切り捨てます。）を差し引いた値（負となる場合は零といたします。）の合計といたします。

② 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。

③ 使用電力量の区分

自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(7) その他

① 定期検査または定期補修は、その実施の 1 月前までに当社へ文書により通知していただきます。

② 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

③ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

15. 予備電力

(1) 対象となるお客さま

常時供給電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

① 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

② 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給電力の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料金

① 標準メニュー

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)

によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金（燃料費調整額の算定に別表 3（燃料費調整）の付表 1-B が適用される場合に限る。）は、燃料費調整額のほか、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

a　基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき、需給契約書等に定める料金単価とその 1 月の契約電力により算定されるものといたします。

b　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給電力の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

c　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給電力の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給電力によって使用した電気とみなします。

② 市場連動型メニュー

料金は、電力量料金、契約料金、託送料金相当額および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

a　電力量料金

電力量料金は、常時供給電力に準ずるものといたします。なお、電力量料金は、常時供給電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

b　契約料金

契約料金は、常時供給電力に準ずるものといたします。なお、契約料金は、常時供給電力の契約料金とあわせて算定いたします。

c　託送料金相当額

託送料金相当額は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき、託送予備電力料金単価とその 1 月の契約電力により算定されるものといたします。

d　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給電力の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給電力によって使用した電気とみなします。

(4) その他

① お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

② その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

IV. 料金の算定および支払い

16. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。

17. 検針日

検針日は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

18. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

19. 使用電力量等の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(2) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力等は、原則として託送約款等に定めるところによるものといたします。

20. 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
  ① 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合
  ② 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
  ③ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき
(2) 料金は、需給契約ごとに需給契約書等に定める料金を適用して算定いたします。

21. 日割計算

(1) 当社は、20（料金の算定）(1)①、②の場合は、次により料金を算定いたします。
  ① 基本料金は、別表 5（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
  ② 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
  ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
  ④ ①、②および③によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
(2) 20（料金の算定）(1)①の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。また、20（料金の算定）(1)②の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 5（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をし、基本料金を算定いたします。
(4) 当該一般送配電事業者等の託送約款等が改定され、1 月の料金算定期間中に損失率または託送基本料金単価、託送電力量料金単価もしくは託送予備電力料金単価が変更された場合、市場連動型メニューにおける使用電力量（損失率考慮後）および託送料金相当額は、改定前と改定後の値が適用される期間に応じて日割計算をいたします。

22. 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
  ① 支払義務の発生日は、検針日といたします。
  ② 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の属する月の翌月 1 日から起算して口座振替により料金の支払いをされる場合には 23 日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には 21 日目といたします。
  ① 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行った場合または検針を行ったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の属する月の翌月 1 日から起算して、口座振替により料金の支払いをされる場合には 23 日目、振込みによ

り料金の支払いをされる場合には 21 日目といたします。ただし③の場合を除きます。

② お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうち、その月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の属する月の翌月 1 日から起算して、口座振替により料金の支払いをされる場合には 23 日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には 21 日目といたします。ただし③の場合を除きます。

③ 毎月 1 日に検針を行う場合の支払期日は、検針日の属する月の 1 日から起算して、口座振替により料金の支払いをされる場合には 23 日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には 21 日目といたします。

(4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

23. 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金および工事費負担金等相当額（以下あわせて「料金等」といいます。）の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によるものといたしますが、料金については、原則として①の方法により支払っていただきます。

① お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、その際に発生する手数料は当社が負担いたします。

② お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより料金等を支払われる場合には、その際に発生する手数料はお客さまに負担していただきます。

(2) お客さまが料金等を(1)①、②により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

① (1)①により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

② (1)②により支払われる場合は、料金等がその金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金等を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

24. 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定され

た金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は１円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 消費税等の税率 ÷（ 1＋消費税等の税率）

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

25. 保証金

(1) 当社は、お客さまに与信上の懸念があると認められた場合その他当社が必要と判断した場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、保証金を預けていただくことがあります。保証金は、予想月額料金の３月分に相当する金額を基準として決定し、保証金の預かり期間は、契約期間の範囲内といたします。
(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
(3) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
(4) 当社は、保証金について利息を付しません。
(5) 当社は、需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V. 使用および供給

26. 適正契約の保持

当社は、当該一般送配電事業者等から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合には、お客さまと当社との需給契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

27. 契約超過金

(1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当の基本料金の料金単価を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。ただし、市場連動型メニューのお客さまは、契約超過電力に該当

の託送基本料金単価を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

28. 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、85 パーセント以上に保持していただきます。

(2) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

29. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または当該一般送配電事業者等の係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査

(2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(3) 計量器の検針または計量値の確認

(4) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該一般送配電事業者等の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

30. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

① 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

② 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

③ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

④ 著しい高周波または高調波を発生する場合

⑤　その他①、②、③または④に準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に接続して使用する場合は、(1)に準ずるものとします。または、この場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

31. 施設場所の提供

お客さままたは当社が、当該一般送配電事業者等から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。

32. 調査および調査に対するお客さまの協力等

(1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、法令で定めるところにより、当該一般送配電事業者等、または当該一般送配電事業者等が委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）により調査が行われます。この場合、当該一般送配電事業者等または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえて、お客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者等または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

(2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

33. 保安に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者等に通知していただきます。

① お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

② お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合、保安上とくに必要があるときは、当該一般送配電事業者等と協議していただくことがあります。

(3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該一般送配電事業者等とで協議していただきます。

(4) 需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物については、託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が保安の責任を負います。

34. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。
① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
② お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または当該一般送配電事業者等がその旨を警告しても改めない場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。
① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
③ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
④ 託送約款等に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合
⑤ 30（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) お客さまが 26（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状況または発電状態への修正に応じていただけないときには、電気の供給を停止されることがあります。

(4) お客さまがその他この需給約款、託送約款等に反した場合には、電気の供給が停止されることがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給が停止される場合には、当該一般送配電事業者等は、同社が所有する供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

35. 供給停止の解除

34（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した場合は、すみやかに電気の供給が再開されます。

36. 違約金

(1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
① 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
② 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
③ その他、託送約款等に定める違約金として当該一般送配電事業者等が当社に請求することができる事由に該当した場合

(2) (1)の免れた金額は、不正な使用方法にもとづいて支払いを免れたと当社が合理的に算定する金額といたします。
(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

37. 損害賠償および債務の履行の免責

(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
(2) 45（需給契約の解除等）にもとづき当社が需給契約を解除した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
(3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

38. 設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

39. 需給計画に係るお客さまの協力

当社は、託送約款等にもとづく需給計画作成のために必要な情報を、お客さまより提供していただくことがあります。

VI. 契約の変更および終了

40. 需給契約の変更

(1) この需給約款に別段の定めがある場合を除き、お客さまが需給契約の内容の変更を希望される場合には、6（需給契約の申込み）に定める新たに需給契約を希望される場合の申込みの方法に準じて、当社に申込みをしていただきます。
(2) 前項の変更は、当社が当該申込みを承諾する旨の意思表示をしたときに成立し、当社が別途定める日から効力を生じるものといたします。

41. 料金単価の変更

当社は、当該一般送配電事業者等の託送約款等が改定された場合、お客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の料金が改定された場合、非化石証書調達費用や容量拠出金、発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合またはその他電気の供給に関わる情勢に大きな変化がある場合またはお客さまの電気の使用状況がお客さまから需給契約の締結または変更前にお申し出のあった電気の使用状況と著しく異なる（お客さまによる発電設備の導入や他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合や自己託送により電気の供給を受ける場合を含みますがこれに限りません。）と当社が判断した場合は、次の手順により、需給契約における新たな料金単価、契約料金単価および容量拠出金相当額単価（以下あわせて「料金単価」といいます。）を定めるものといたします。

(1) 当社は、新たな料金単価およびその適用開始予定日（以下「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を事前に当社が適切と判断した方法にてお客さまに通知いたします。

(2) お客さまと当社は、新たな料金単価および新料金単価の適用開始予定日について、新料金単価適用開始予定日の 15 日前までに合意するものといたします。

(3) (2)に定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金単価および新料金単価適用開始予定日について合意ができない場合には、お客さままたは当社の申し出により、新料金単価適用開始予定日に契約の解約ができるものといたします。

(4) (1)の当社の通知に対してお客さまが異議を申し立てない場合や、(3)により契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日より、(1)において当社から通知した新たな料金単価を適用するものといたします。

42. 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、原則として廃止希望日の 3 月前までにその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に廃止の通知がされた場合、電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた廃止年月日を廃止期日とします。

(2) 需給契約は、45（需給契約の解除等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

① 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

② お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

43. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) お客さまが、契約電力または予備電力契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、

当社は、託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から当社に請求された料金および工事費負担金等相当額の精算額をお客さまから申し受けます。

(2) 13（常時供給電力）(5)①の標準メニューを適用したお客さまが、需給開始日（新たな料金単価を適用した日を含みます。）以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には、当社は、(1)のほか、需給契約の消滅または変更の日に、需給開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって需給契約書等に定める基本料金および電力量料金の料金単価を 1.2 倍したもの（以下「臨時精算単価」といいます。）を適用いたします。この場合、当初から臨時精算単価を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし、自動更新による 2 年目以降の新たな契約期間開始後 1 年に満たないで需給契約を廃止する場合および非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(3) 13（常時供給電力）(4)②によって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または 13（常時供給電力）(4)②ａ(c)により契約電力を減少しようとされる場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、13（常時供給電力）(4)②ａ(c)により契約電力を減少しようとされる日といたします。

44. 期限の利益喪失

お客さままたは当社（取次業者がいる場合は、取次業者）が、次の(1)ないし(7)の各号の一に該当したときは、相手方から何ら催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものといたします。

(1) 相手方に対する債務の弁済を遅延したとき

(2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停がなされたとき

(3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき

(4) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき

(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更または合併によらない解散の決議をしたとき

(6) 相手方の事前の承諾なく営業の全部または重要な一部の譲渡し、またはその決議をしたとき

(7) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

45. 需給契約の解除等

(1) お客さままたは当社が 44（期限の利益喪失）の(1)から(7)に該当した場合、相手方は、15 日前までに予告をすることにより、需給契約を解除することができるものといたします。なお、44（期限の利益喪失）の(1)から(7)に該当した当事者に対する相手方の損害賠償の請求を妨げないものといたします。

(2) (1)の定めにかかわらず、お客さまもしくは当社が 49（反社会的勢力の排除）に違反していることが判明したときは、相手方（以下、本項において「解除当事者」といいます。）は何らの催告を要せず需給契約を解除することができ、解除によって被った損害の賠償を他方の当事者（以下、本項において「被解除当事者」といいます。）に対して請求することができるものといたします。また、当該解除によって、被解除当事者に損害が生じても、被解除当事者は解除当事者に対して、その賠償を求めることはできないものといたします。

(3) お客さまが、42（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

46. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約にもとづく料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII. 供給方法、工事および工事費の負担

47. 供給方法および工事

当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

48. 工事費負担金等相当額の申受け等

(1) 当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事費に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実質相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

(2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

(3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

(4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消しまたは変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

VIII. その他

49. 反社会的勢力の排除

(1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、需給契約締結時および将来にわたり、次の各号の事項を表明し、保証するものといたします。

① 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結および履行をするものではないこと

(2) 前項のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものといたします。

① 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為

② 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

③ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為

④ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

⑤ 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為

50. 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は、次に定める不可抗力によって需給契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないこととといたします。

① 地震等の天災地変が起きた場合

② 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

③ お客さまおよび当社の責めに帰すべき事由によらず当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備が損傷または亡失した場合

(2) 不可抗力による解約

① (1)で定める不可抗力を原因として需給契約の履行ができない場合、お客さままたは当社は需給契約の一部または全部を解約することができます。

② この場合、解約にともなう損害については、お客さまおよび当社は互いに損害賠償責任を負わないこととします。

51. 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

52. お客さまに係る情報の取り扱い

(1) 当社は、基本情報（氏名、住所、電話番号および需給契約の契約番号)、および供給（受電）地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）を、託送供給等契約の締結、変更または解約のため、需給契約の廃止取次のため、供給（受電）地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般送配電事業者の業務遂行のため、小売電気事業者、一般送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で、お客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

(2) 当社は(1)に記載のお客さまに係る情報を、当社および連携事業者の業務（契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務）の遂行上必要な範囲で利用いたします。また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客さまに係る情報を当社の業務を委託している者、および銀行等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、当該業務遂行にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

別　表

1.　休日等

この需給約款において、休日等とは、次の日をいいます。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 1 月 2 日

(4) 1 月 3 日

(5) 4 月 30 日

(6) 5 月 1 日

(7) 5 月 2 日

(8) 12 月 30 日

(9) 12 月 31 日

なお、需要場所が東北電力ネットワーク株式会社、北陸電力送配電株式会社、または中国電力ネットワーク株式会社の供給区域に存する場合には 1 月 4 日を、需要場所が東北電力ネットワーク株式会社の供給区域に存する場合には 12 月 29 日を含むものとし、需要場所が北陸電力送配電株式会社または中国電力ネットワーク株式会社の供給区域に存する場合には 4 月 30 日を除くものといたします。

2.　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネル

ギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、βおよびγについては、付表 1-A または付表 1-B のとおりといたします。

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

※ 各式で用いる x は付表 1-A または付表 1-B のとおりといたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を下回る場合

$$燃料費調整単価＝(x円－平均燃料価格)\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を上回る場合

$$燃料費調整単価＝(平均燃料価格－x円)\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

③　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表 1-A または付表 1-B のとおりといたします。

【付表 1-A】2025 年 12 月 1 日以降に新たに締結した需給契約または料金単価を変更した需給契約

供給区域	α、β およびγの値	基準単価（1 キロワット時につき）		基準燃料価格（x 円）
全国	α＝0.0440	高圧	21 銭 9 厘	55,300 円
	β＝0.5510	特別高圧	21 銭 9 厘	
	γ＝0.2505	―		

【付表 1-B】付表 1-A 以外の需給契約（自動更新による需給契約も含む。）

供給区域	α、β およびγの値	基準単価（1 キロワット時につき）		基準燃料価格（x 円）
北海道	α＝0.4699	高圧	18 銭 9 厘	37,200 円
	β＝0.0000	特別高圧	18 銭 4 厘	
	γ＝0.7879	―		
東北	α＝0.1152	高圧	21 銭 3 厘	31,400 円
	β＝0.2714	特別高圧	20 銭 6 厘	
	γ＝0.7386	―		
東京	α＝0.1970	高圧	22 銭 4 厘	44,200 円
	β＝0.4435	特別高圧	22 銭 1 厘	
	γ＝0.2512	―		
中部	α＝0.0275	高圧	22 銭 3 厘	45,900 円
	β＝0.4792	特別高圧	22 銭 0 厘	
	γ＝0.4275	―		
北陸	α＝0.2303	高圧	15 銭 2 厘	21,900 円
	β＝0.0000	特別高圧	15 銭 0 厘	
	γ＝1.1441	―		
関西	α＝0.0140	高圧	15 銭 8 厘	27,100 円
	β＝0.3483	特別高圧	15 銭 6 厘	
	γ＝0.7227	―		
中国	α＝0.1543	高圧	23 銭 4 厘	26,000 円
	β＝0.1322	特別高圧	22 銭 7 厘	
	γ＝0.9761	―		
四国	α＝0.2104	高圧	18 銭 8 厘	26,000 円
	β＝0.0541	特別高圧	18 銭 3 厘	
	γ＝1.0588	―		
九州	α＝0.0053	高圧	13 銭 0 厘	27,400 円
	β＝0.1861	特別高圧	12 銭 8 厘	
	γ＝1.0757	―		

4. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α、βおよびγについては、付表2のとおりといたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※ 各式に用いるxは付表2のとおりといたします。

a　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がx円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価}＝（x\text{円}－\text{離島平均燃料価格}）×\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がx円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価}＝（\text{離島平均燃料価格}－x\text{円}）×\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1{,}000}$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

④　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、付表 2 のとおりといたします。

【付表 2】

供給区域	α、β およびγの値	離島基準単価（1 キロワット時につき）		離島基準燃料価格（x 円）
九州	α＝1.0000	高圧	0 銭 3 厘	52,500 円
	β＝0.0000	特別高圧	0 銭 3 厘	
	γ＝0.0000	―		

5. 日割計算の基本算式

(1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1\text{ 月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

①　電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

②　需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。